

(芸術文化振興課 大分県立アルゲリッチ記念館利用規則の制定)

大分県立アルゲリッチ記念館利用規則をここに公布する。

令和八年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第 号

大分県立アルゲリッチ記念館利用規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県立アルゲリッチ記念館の設置及び管理に関する条例(令和八年大分県条例第十号。以下「条例」という。)第五条の規定に基づき、大分県立アルゲリッチ記念館(以下「記念館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第二条 記念館の利用時間は、午前十時から午後四時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項に規定する利用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は同項に規定する休館日に開館することができる。

(行為の禁止)

第四条 記念館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第三号から第六号までに掲げる行為について知事の承認を受けたときは、この限りでない。

一 めいていし、若しくは大声を発する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為

二 記念館の施設、設備若しくは展示資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為

三 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと。

四 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

五 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為

六 その他知事が記念館の管理上必要と認めて禁止する行為

2 知事は、前項の規定に違反した者に対し退館を命ずることができる。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、記念館の利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。